



日本弁理士会 総括副会長  
谷 義一

## 「弁理士情報開示」 維新に挑もう —弁理士ユビキタス社会を目指して—

### 今月のことば

平成17年度正副会長会が始動して、1月余が経過しました。この間に、官公庁、知財戦略推進事務局、他士業団体、関係団体等の外部の方々、および日本弁理士会の支部、地区部会の会員の方々と多数お会いした結果、我々弁理士が知財創造立国へ貢献するにあたり第一に何が必要とされているのかについて、認識を深めることができました。

それは「弁理士情報の開示」です。弁理士情報といっても、弁理士のプロフィール的な個人情報ではなく、弁理士の業務に関連する情報で、例えば、特許や商標など業務の取扱分野ないし技術専門分野、訴訟やライセンス、出願前の相談、経営戦略への関与、知財の価値評価、国際的業務などについての対応能力や実績といった、ユーザが要望する個別具体的かつ極力客観性を備えた事務所/特許業務法人全体ないし各々の弁理士の業務情報についての開示を意味しています。

情報技術、バイオ、ナノテク等の先端技術とサービス産業の発達してきている我が国の現状下、高い専門性を持ち、権利の生成、活用のみならず、創造への関与を我が国のみならず諸外国でも行える弁理士を社会は期待しています。こうした期待に応えるべく、我々は、日常の実務を通して研鑽、研修等により日々努力しているわけですが、残念なことに、世間一般には弁理士の専門性が見えていないのが実情です。

個々のユーザにとって真に必要とする弁理士を探し出すのは至難の業である、との話をたびたび

耳にしました。常日頃から付き合いのあるユーザとの間では問題にならないでしょうが、中小企業、大学等を含めた地域知財活動を活性化するにあたっては、各地域に設けるアクセスポイントを有効な存在とするためにも、生きた弁理士情報データベースの構築が必須であります。

私個人として、これまでは、弁理士は職人、プロフェッショナルであり、あえて自ら広報・宣伝活動をせずとも、口コミ的に社会が認めてくれるようになれば有難い、いわば「不言実行」を潔し、と考えてきました。しかしながら、これは自己満足に過ぎず、社会の要請にできていないのではないかと思に至りました。口コミで伝わる範囲はたかが知れています。日本弁理士会の会員一人一人が、自分のできる範囲および実績等を、客観性を担保する情報と共に社会に発信していくことが、現在、最重要かつ緊急の課題であります。会員各位にお願いしたい。“有言実力”，つまり、自己の実力を、声を大にして言いましょう。

ホームページ等で事務所/特許業務法人の広報宣伝を行っている会員もおります。他方、情報発信を行わない会員もおります。会員すべての業務関連情報がユーザフレンドリーに新たに発信、つまり“発新”されていけば、日本弁理士会全体が大樹のような存在に見えることと思います。それにより、弁理士のブランド価値、信頼性が大きく向上することとなるでしょう。

現在、日本弁理士会では、ホームページ上に弁理士リスト検索システムを構築し、所在地、専門

分野、技術分野等の切り口から弁理士の検索を可能としているなど、ユーザに対する業務情報提供の体制を整備しております。とはいえ、現在のシステムは、会員の自己申告に基づく専門分野情報が掲載されているに過ぎず、その掲載情報も曖昧な点があることは否めません。専門分野以外の情報を開示したり、改善を加え使い勝手の良いデータベースにするなど、真に利用価値のある弁理士情報データベースを抜本的に構築していくことが喫緊の課題であります。我々を取巻く産業界は日々変化しています。弁理士情報データベースの構築も時代の要請に応えるべく、遅くとも、平成17年10月ごろを目途に、短期間のうちに完成し、その後も常にバージョンアップできるようにしておく必要があります。

平成17年4月からは個人情報保護法が施行されております。5,000人を超える会員を有する日本弁理士会はこの個人情報保護法の適用を受けることとなります。従って既存のシステムについても見直しをかけ、会員からの自主的な情報提供のもとでデータベースを構築する必要があります。このデータベースは、先にも申し上げましたように、弁理士の業務情報あるいは事務所/特許業務法人の業務情報の開示に限られるものであります。

どのように構築、運用していくかについて、早急の方針の結論を出していただくことが望まれます。会員全員にアンケートの形で、弁理士ないし事務所/特許業務法人の業務情報の提供への同意および当該提供を依頼できる準備が、夏までに整うようにしたいと考えております。なお、会員が開示を希望しない項目の情報を開示しないのは勿論であります。

ユーザフレンドリーなデータベースを作り、それを日本全国に広報・周知することで、弁理士がより身近な存在となるようにしていきたいと思っております。ユーザが、誰でも何時でも何処でも、必要とする弁理士の業務情報を的確に得られるようにしようではありませんか。弁理士ユビキタス

社会を、全会員で目指していこうではありませんか。

このようなデータベースを構築すれば、多方面での活用が考えられます。まず、本年度から開始した「地域知財活性化運動」の一環として立ち上げつつある弁理士知財支援ネットにおいて、各地域での積極的利用が挙げられます。それにより、これまで弁理士へのアクセスがしにくかった状況を改善でき、地域知財活性化に大きく貢献することが期待されます。その他に、弁護士による知財ネットや、法務省による司法支援センターとの間での相互乗り入れ、各経済産業局や地方自治体での活用、中小企業・ベンチャー総合支援センター、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関での活用があります。そして、社会一般に広く認識してもらうために、日本弁理士会がこれまでも行っている知財タウンミーティング、自治体セミナー、ふるさと支援隊、本年度新設の商標キャラバン隊、「弁理士の日」関連イベントや常設の特許相談等において積極的に、弁理士業務情報データベースの存在を紹介していくことが必要であります。

そして、将来、余裕があれば、英語版のデータベースも構築することで、諸外国からの需要をも満たすことを考えていこうではありませんか。

弁理士あるいは事務所/特許業務法人の業務情報提供のためのデータベース構築には、外的要因は何もありません。要は、我々弁理士が社会の強い要請にいかに対応できるか、そのための我々会員自身の熱意にかかっております。

さっそく作業を開始しましょう。“有言実力”です。

知財創造立国への我々弁理士の貢献の第一歩として、地域知財活性化のための強力な推進エンジンとして、そして、弁理士ユビキタスな社会を我が国に築くためにも、会員諸氏の絶大なるご理解、ご協力を切にお願い致します。